

由利本荘市週休2日制工事に関する運用

由利本荘市週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における運用を次のとおり定める。

要綱第3条関係（対象工事）

1 「対象外工事」とは、次のとおりとする。

現場閉所が困難となる工事の例は以下のとおりとするが、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

対象外工事の選定については所属長が判断した場合とする。

（1）週休2日対象外工事の例

- ①工程上の制約がある工事
- ②週休2日制工事に適さないと判断した工事
- ③地域の実情等により対応が困難な工事（営繕工事）
- ④災害対応等の発注者による緊急・応急的な指示による工事

（例：災害復旧工事「緊急随契を行うような応急工事」）

※災害の本復旧工事は含まない。

⑤製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事

（2）現場閉所が困難な工事の例

- ①道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日・祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ②交通規制、出水期、完成時期等の現場制約のある工事
- ③連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン工事等）

要綱第4条関係（定義）

1 要綱第4条第2項の「別に定める非対象期間」とは、次のとおりとする。

- ①準備・片付け期間
- ②施工計画で定めた夏季休暇及び年末年始休暇の期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
- ⑤余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第5条関係（休日）

1 発注者が休日に行為を行わせることができる「受注者」とは、当該週休2日制工事に従事する元請企業の現場代理人、監理技術者（監理技術者補佐）主任技術者および作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）をいう。

要綱第6条関係（週休2日制工事の指定）

- 1 「別に定める対象外工事」とは、要綱第3条関係で定める「対象外工事」をいう。
- 2 要綱第6条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でない」と判断した場合は、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難または不適切であると所属長が判断した場合とする。

要綱第7条関係（実施方法）

- 1 要綱第7条第5項の資料とは、現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等をいう。

要綱第8条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第9条関係（工事費の積算）

- 1 担当部署において適用する積算基準によるものとするが、週休2日制工事に係る積算方針については次のとおりとする。
 - (1) 当初発注時（当初設計）

4週8休以上の「現場閉所」の達成を前提とした積算（各経費に補正係数を乗じる）を行うものとする。
 - (2) 精算変更時（設計変更）

「現場閉所」の達成区分を確認後、4週8休以上の閉所に満たない場合は、現場閉所率の達成区分に応じて、補正係数の見直しを行うものとする。

要綱第10条関係（工事成績評定）

- 1 達成区分に係る用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 休日
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
 - (2) 1週間
月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう
 - (3) 完全週休2日
実工期の1週間における全ての休日（土日）に、現場閉所をした場合をいう。
 - (4) 準完全週休2日
実工期の間の1週間における全ての休日及びその日に代わる現場閉所の日（以下

「振替休日」という)に現場閉所をした場合をいう。

受注者は、休日に作業に従事する場合、当該作業に従事する日(以下「休日作業日」という。)及び振替休日を作業日前日までに監督員に届け出るものとする。

※ 発注者は次に掲げるところにより、準週休2日と認めることができる。

ただし、実工期(別に定める期間を除く)の休日数に対する休日に現場閉所をした日数の割合が50%以上の場合に限る。

①休日作業日と同一の1週間で確保することを原則とする。

②降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の後の週で当該休日作業日の振替休日を確保した場合においても準週休2日と認める。

③①及び②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の後の週の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。

要綱第11条関係(その他)

- 1 発注者は適切な工期設定を行うこと。
- 2 その他、定めのない事項については担当部署が別に定める運用によるものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。